

(参考 1)

(「森林吸収源10カ年対策について」参考資料)

森林吸収源10カ年対策 レビュー

平成16年5月31日

林 野 庁

地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策 レビュー

| 10カ年対策の内容 | 第1ステップにおける取組と成果 | 今後の課題 | 対応方向 |
|---|---|--|--|
| <p>① 健全な森林の整備 各地域において地方公共団体、林業関係者、NPO等幅広い関係者が参画して、管理不十分な森林の整備を着実に実施するための行動計画を作成し、育成権層林施業、長伐期施業等による多様な森林整備や生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保し自然生態系の再生が図られるような取組を推進する。</p> | <p>第1ステップにおいて、森林吸収源対策推進プランを策定、多様な主体の参加によりモデル的に対策を重点区域（管理不十分な森林）を全国で477箇所（見込み）で作成</p> | <p>○ 各都道府県において、「森林吸収源対策推進プラン」を策定、多様な主体の参加によりモデル的に対策を重点区域（管理不十分な森林）を全国で477箇所（見込み）で作成</p> | <p>○ 間伐が遅れている森林の徹底した解消を図るため、次の事項を踏まえた間伐等の次期対策を検討 ・ 団地的な取組の強化等による効率的な間伐の推進 ・ 長伐期・複層林への誘導 ・ 間伐材の利用促進による採算性の向上</p> <p>○ 計画的に造林未済地を解消するための対策を検討</p> <p>○ 緑の雇用対策等により、担い手の確保・育成を図るとともに、緑の雇用による研修者等の定着に向けた検討</p> |
| <p>② 必要な間伐の実施、花粉発生抑制にも資する抜き伐り等の推進</p> | <p>○ 緊急間伐5カ年対策の推進（H12～16） ・ 毎年度30万ha（民有林）の間伐を実施（従来の1.5倍） ・ 地方自治体等においても間伐に対する意識が向上 ・ 間伐材の利用に向けた全庁的な取組の進展</p> | <p>○ プランに基づき事業の着実な推進</p> <p>○ 間伐対象地の奥地化と相まって、採算性の悪化や所有者の意欲の低下などから依然間伐の必要な森林が多く存在（6～7齢級の人工林の4割は間伐が10年間未実施）</p> <p>○ 間伐材の利用は不十分な状況（間伐材の利用率 4～5割程度）</p> | <p>○ プランの進捗状況のフォローアップ</p> <p>○ 間伐等の次期対策（H17～） ・ 団地的な取組の促進、路線整備、高性能林業機械の活用等による効率的な間伐の推進、適正間伐率への誘導、技術開発等を検討</p> <p>○ 間伐材の利用率の向上に資する用途開拓の推進 ・ 木材利用推進関係省庁連絡会議において、他省庁に対する間伐材利用の働きかけを要請するとともにその実績をフォローアップ ・ 間伐材等の総合的利用による木材需要の拡大</p> <p>○ 流域活性化協議会等を通じて民有林と国有林とが連携した路網の有効活用、ロットの纏まった間伐の実施等を推進</p> <p>○ 要間伐森林制度、要整備森林制度的確な運用等による團地的な間伐の推進</p> <p>○ より効果的な抜き伐り等の技術の確立と定着</p> <p>○ 花粉の少ないスギ品種苗木の普及等を推進</p> |
| <p>③ 必要な間伐の実施、花粉発生抑制にも資する抜き伐り等の推進</p> | <p>○ 森林法改正により、要間伐森林における協議勧告に施業の委託を追加し、間伐の実施を推進（H16） ○ 雄花着花量に着目した抜き伐り等の推進（H14～18） ○ 花粉の少ないスギ品種を112品種開発（H14年度未現在）</p> | <p>○ 民有林と国有林が連携した間伐等の取組</p> <p>○ 要間伐森林等の適切な整備（要間伐森林面積7.6万ha（H14年度末））</p> <p>○ 花粉着果量の多いスギ林分の迅速な選定などにより効果の高い技術の普及が必要（500Ha（H15））</p> <p>○ 花粉の少ないスギ品種の普及、供給体制の整備が必要（出荷本数 45千本（H15））</p> | <p>○ 要間伐森林制度、要整備森林制度的確な運用等による團地的な間伐の推進</p> <p>○ 流域活性化協議会等を通じて民有林と国有林とが連携した路網の有効活用、ロットの纏まった間伐の実施等を推進</p> <p>○ 要間伐森林制度、要整備森林制度的確な運用等による團地的な間伐の推進</p> <p>○ より効果的な抜き伐り等の技術の確立と定着</p> <p>○ 花粉の少ないスギ品種苗木の普及等を推進</p> |

| | | | |
|--|--|---|--|
| <p>③ 育成複層林施業、長伐期施業等を通じて、CO2を長期にわたって固定しうる森林づくりの推進</p> | <p>○ 機能増進保育及び長期育成循環施業の補助対象を拡充し、長伐期林、複層林への誘導促進(H15~16)</p> <p>○ 複層林型保安林整備推進事業を創設し、複層林への誘導・造成を促進(H15)</p> <p>○ 森林法改正により、保安林における複層林施業に必要な抜き伐りの規制を緩和(H15)</p> | <p>○ 基本計画の目標達成に向けた複層林化の推進 (基本計画目標 H12 90万ha→ H22 140万ha) (複層林面積90万ha (H13年度末))</p> | <p>○ 育成複層林施業、長伐期施業への誘導を図るため機能増進保育や長伐期育成循環施業を推進</p> <p>○ 保安林における複層林への誘導・造成を推進</p> |
| <p>④ 広葉樹林の適切な整備や針広混交林化の推進</p> | <p>○ 国有林において、天然力を活用した針広混交林化の促進(H16)</p> <p>○ 広葉樹の特性に合わせた除・間伐の対象年齢の引き上げ(H15)</p> <p>○ 水源林造成事業において、針広混交林等の造成を推進(H15)</p> <p>○ 優良種苗木確保対策事業の種子採取の対象樹種に広葉樹等を追加(H16)</p> | <p>○ 生物多様性の保全や景観等に配慮した広葉樹施業の一層の推進</p> <p>○ 広葉樹を含めた優良種苗木を確保</p> | <p>○ 複層林の造成等により、広葉樹を含め生物多様性の向上にも資する森林整備を推進</p> <p>○ 広葉樹種苗木の生産流通対策を推進</p> |
| <p>⑤ 奥地水源林等における未立木地の解消、荒廃した里山林等の再生や耕作放棄地等への植林、保育等の推進</p> | <p>○ 森林法改正により、森林所有者等とNPO法人等が締結する新たな施業実施協定を創設し、多様な主体の参加による里山林等の整備を促進(H16)</p> <p>○ 里山林の再生、整備、利用を進める里山林再生総合対策を創設(H16)</p> <p>○ 災害により被災した森林への植林に資する森林国営保険の活用、制度の見直しを議論 ・「森林国営保険に関する検討会」の開催(H16予定)</p> | <p>○ 無立木地、耕作放棄地等の解消 (造林未済地面積 26千ha(H15) 耕作放棄地面積 210千ha(H12))</p> <p>○ 管理不十分な里山林の整備等の一層の推進</p> <p>○ 森林国営保険による損害補てんの活用促進及び制度のあり方の更なる検討が必要</p> | <p>○ 地域関係者と連携した耕作放棄地等への新植の推進</p> <p>○ 造林未済地の計画的解消</p> <p>○ 関連事業の効率的な組合せを通じた多様な主体による里山林の整備等を推進</p> <p>○ 森林国営保険の加入率向上策等の推進と併せて現行方式のあり方について検討</p> |
| <p>⑥ 効率的な路網の組合せ等による低コスト化、自然環境の保全に配慮した路網の整備</p> | <p>○ 林道の種類に「森林施業道」を追加し、効率的な路網の整備を推進(H15)</p> <p>○ 既設作業道等の既存ストックの活用や森林管理道と森林施業道を一体的に整備することにより低コストな路網整備を促進(H16)</p> | <p>○ 「林野公共事業コスト構造改革プログラム」に基づく事業コストの縮減 ・H15→H19までに15%の総合的なコスト縮減</p> <p>○ 機械化の推進、路網作設等による作業システムの一層の効率化が必要</p> | <p>○ 現場の状況等に応じた弾力的な林道整備の推進</p> <p>○ 路網、高効率な林業機械の集中的な整備の推進</p> |
| <p>⑦ 意欲ある担い手への施業・経営の委託等の推進、公的主体による整備の推進</p> | <p>○ 森林法改正による特定保安林、要整備森林の指定、施業の委託等によるその整備の推進及び特定保安林を対象とする治山施設の整備一体的な本数調整伐等森林の整備の実施(H16)</p> | <p>○ 水土保全機能の低下した森林の解消</p> <p>○ 施業の委託や治山事業等による森林の整備が急務な状況</p> | <p>○ 特定保安林、要整備森林の指定及び整備を推進</p> <p>○ 特定保安林における治山施設の整備と一体的に行う森林整備の着実な推進</p> <p>○ 施業・経営の集約化も含めて「林業経営」</p> |

| | | | |
|---|---|---|--|
| <p>④ 森林整備を担う基幹的な森林・林業の担い手を各地域において育成・確保する取組（緑の雇用）の推進</p> | <p>の集約化を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林所有権の移転のあっせん実績 1件 19ha (H14末現在) ・地域森林管理体整備モデル事業による施業の団地化・安曇荘の促進 ・実施箇所数 15箇所 (H15年度) <p>○ 公的な森林整備を推進するため特別交付税を措置 (H15～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15府県及び48市町村で活用 (H15) | <p>に焦点を当て、林業経営政策の体系的再構築を図る措置等を検討</p> <p>○ 意欲ある担い手による森林整備を促進</p> | <p>に焦点を当て、林業経営政策の体系的再構築を図る措置等を検討</p> <p>○ 意欲ある担い手による森林整備を促進</p> |
| <p>○ 森林整備を担う基幹的な森林・林業の担い手を各地域において育成・確保する取組（緑の雇用）の推進</p> | <p>○ 緑の雇用担い手育成対策事業の創設による基幹的な林業就業者の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緑の雇用担い手育成対策事業」による研修生約2,400人規模/年 (H15) | <p>○ 「緑の雇用担い手育成対策事業」で本格就業した者の定着化</p> | <p>○ 林業就業者の確保・育成のため、「緑の雇用担い手育成対策事業」等を推進するとともに、緑の雇用による研修生等の定着に向けた検討</p> |

| 10カ年対策の内容 | 第1ステップにおける取組及び成果 | 今後の課題 | 対応方向 |
|--|---|---|--|
| <p>イ 保安林等の適切な管理・保全等の推進 森林の荒廃を防止するため、治山施設の効果的かつ効果的な整備に取り組むとともに、保安林制度の適切な運用により保安林の保全対策の適切な実施を進める。</p> | <p>○ 保安林整備計画に基づく保安林の計画的な指定 ・保安林指定面積905万ha (H14.4) → 920万ha (H15.4)</p> | <p>○ 第1約束期間(2008～2012年)に向け、保安林の計画的な指定(全国森林計画目標：H30末1,245万ha)とともに、天然生林を含む保安林の全てが十全に保全・管理されていることが必要</p> | <p>○ 全国森林計画に基づき、保安林を計画的かつ着実に指定するとともに、効率的な保安林管理手法の導入を検討 ○ 国土の保全や水源かん養等を図るため、山地災害のおそれの高い地区や奥地荒廃森林等において治山事業(治山施設整備や針広混交林化等)を計画的かつ積極的に推進する対策を検討</p> |
| <p>① 保安林の計画的指定、山地災害防止のための必要な情報整備の推進。保護林制度等による適切な保全管理やNPO等と連携した自然植生の保全・回復対策の推進</p> | <p>○ 保護林・緑の回廊の設定・保全管理やNPOと連携した天然生林の保全の推進 ・保護林の設定箇所数 821箇所(H14.4) → 824箇所(H15.4) ・緑の回廊の指定地区数 13箇所(H14.4) → 17箇所(H15.4) ・NPO等と連携した自然植生の保全・回復対策をH15年度に27箇所を実施</p> | <p>○ 国有林野内の保護林、緑の回廊等の天然林が十全に保全・管理されていることが必要 ○ 民有林においても、国民参加による森林保全活動を推進するため、NPO等と連携した施策が必要</p> | <p>○ 保安林の計画的かつ着実な指定の推進 ・全国森林計画に基づき、保安林指定を着実に推進 ○ 保安林における的確な規制 ・伐採・開発行為に係る許可制等の適正な運用の確保 ・効率的な保安林管理手法の導入</p> |
| <p>② 流域の特性に応じた治山施設の整備の推進</p> | <p>○ 奥地保安林において荒廃地等の復旧を簡易かつ効果的に行う奥地保安林保全対策モデル事業を創設 (H15)</p> | <p>○ 激甚な山地災害の多発、山地災害危険地区の整備の遅れ ・山地災害の発生箇所 約14,000箇所(H11～15) ・山地災害危険地区(約23万箇所)の着手率 44% (H14年度末) ・甚大な被害が予想される集落数4,000集落(H15)</p> | <p>○ 荒廃した保安林等に対する緊急かつ重点的な治山事業の推進 ・山地災害の防止上緊急性の高い箇所等における重点的な山地災害危険地区対策の推進</p> |
| | <p>○ 荒廃地の復旧・整備等を行う直轄治山、復旧治山等事業の重点的実施 (H16)</p> | <p>○ 異常小雨の発生が増加傾向にある中、生活用水の使用量は増加 ・水源かん養機能の確保上荒廃森林の再生等が必要な水源地 約1,500地域(H15)</p> | <p>○ 緊急に整備をする必要のある水源流域の複層林造成と治山施設の一体的かつ重点的な整備 ○ CO2吸収源としてカウント可能とするための保安林の適切な管理・保全に必要な治山事業の計画的な推進 ・奥地保安林における荒廃地、荒廃森林の整備等を推進</p> |
| | <p>○ 森林法改正に併せ、特定保安林を対象に</p> | <p>○ 「林野公共事業コスト構造改革プログラム</p> | <p>○ コスト削減を図るため、治山施設において</p> |

| | | | |
|---|---|---|---|
| <p>③ 森林病害虫等の適切な防除の推進</p> | <p>治山施設の整備と本数調整伐等森林の整備を一体的に実施 (H16)</p> <p>○ 森林病害虫等防除事業の拡充・推進(H15) ・被害木の駆除率91.7% (H15見込み)</p> <p>○ 野生鳥獣被害防除事業の拡充 (H16)</p> | <p>ム」に基づく事業コストの縮減 ・H15→H19までに15%の総合的なコスト縮減</p> <p>○ 寒冷地域に拡大する松くい虫被害の防止及び海岸松林の保全・再生対策の推進</p> <p>○ 鳥獣害地域の拡大や狩猟者の減少・高齢化に伴い、迅速かつ効率的な捕獲ができない状況 ・狩猟者数 H3 258,826人 → H13 211,062人 ・60歳以上の割合 H3 22% → H13 41%</p> | <p>新たな設計手法(性能規定等)の導入</p> <p>○ 松くい虫被害について、東北地方等の被害先端地域における的確な防除の推進及び海岸松林における病虫害等に対するきめ細やかな防除の実施</p> <p>○ 被害防除、生息環境整備及び個体数管理の方策等を調整し、広域的な地区で効果的に被害防除を実施</p> |
| <p>④ 自然公園に指定された優れた自然の風景地を構成する森林等の適切な保全管理の推進</p> | <p>○ 森林被害を早期発見又は未然防止するための森林保全推進員の養成、地域住民、森林所有者等の参加による保全管理体制の整備を実施</p> <p>○ 一旦発生すれば多量のCO2放出につながる林野火災に対し、その予防対策のあり方について消防庁との合同研究会において検討 (H14～H15)</p> | <p>○ 山村地域の高齢化・過疎化により、森林保全推進員の要員確保が困難になりつつあるため、森林保全管理活動の強化が必要 ・森林保全推進の要員の人数 2,212人(H14)</p> <p>○ 林野火災の主な原因であるたき火、たばこ等の人為的な発生原因を極力排除することが必要 ・山火事の原因としてたき火等の人為的なものの割合 7割以上 (H10～H14の平均)</p> | <p>○ 森林保全推進員の養成強化</p> <p>○ 林野火災予防に対する普及啓発活動等を徹底・強化</p> |

| 10カ年対策の内容 | 第1ステップにおける取組及び成果 | 今後の課題 | 対応方向 |
|--|---|---|---|
| <p>ウ 木材・木質バイオマス利用の推進 木材利用に関する国民への普及啓発、木材産業の構造改革等を通じた住宅や公共部門等への木材の利用拡大、木質資源の利用の多角化を進める。</p> | <p>○ 木の良さをや木材利用の意義について、木工教室や講習会の開催等を通じた国民への普及啓発を実施</p> <p>○ 展示効果が高い公共施設の地域材による整備を推進</p> | <p>○ 森林・林業基本計画の目標（H22 25百万m³）の達成に向けて、供給体制の整備や需要拡大等による利用量の拡大 ・木材の利用量 H15 約17百万m³（見込み）</p> <p>○ 木材利用の意義について、より一層の国民の理解が必要 ・木材利用の森林整備に果たす意義の周知度60% ・国民に木材利用が期待される公共施設上位2つ 学校施設、福祉施設（H15世論調査）</p> <p>○ 公共施設の木造化の一層の推進</p> | <p>◎ 川上から川下まで連携した流通・加工や住宅供給など地域材利用の推進を検討</p> <p>◎ 低質材・木質バイオマスの利用の推進を検討</p> <p>◎ 地域材実需に結びつく購買層の拡大を図るなど消費者対策の推進を検討</p> <p>◎ 情報化等を通じて消費者ニーズに対応できる生産流通体制の整備を検討</p> |
| <p>② 木材を低コストで安定的に供給しうる体制の構築、住宅や公共部門等における木材利用の促進</p> | <p>○ 住宅セミナーやシンポジウムの開催、「顔の見える木材での家づくり」等による地域材利用の推進 ・「顔の見える木材での家づくり」への取組団体 152団体（H15） ・大工・工務店等に対する地域材利用技術の講習会の実施（20府県）</p> <p>○ 地域材の品質の向上等を図るため木材乾燥施設の整備促進 ・木材乾燥施設 62基（H15）</p> <p>○ 住宅メーカー等大規模需要者のニーズに対応した地域材の新しい流通・加工システム構築、地域材での集材材、合板等の大規模需要者のニーズに対応した製品の供給 ・H16 全国5地域（見込み）</p> <p>○ 「農林水産省木材利用拡大行動計画」の展開 ・公共土木工事への使用 欄工 木製100% ・農林水産省補助対象施設 木造率100%等</p> | <p>○ 地域材利用関係者の連携強化、消費者等に対する普及啓発 ・木材を利用した住宅購入時に重視する点として「木材の種類や産地、費用が明らか」と答えた人の割合 33.9%（H15世論調査） ・国産材を使いたい人の割合 7割（岩手県調査） ・県産材を使いたい人の割合 5割（新潟県調査）</p> <p>○ 乾燥施設の整備等による乾燥材の生産割合の向上 ・建築用材全体に占める乾燥材生産割合 H14 16.7% → H22 50%</p> <p>○ 地域材の新しい流通・加工システムの確立</p> <p>○ 消費者のニーズをより重視した木材生産流通の合理化</p> <p>○ 行動計画目標の達成と取組の拡大</p> | <p>○ 社会教育・学校教育における木材教育の充実、広報活動の強化、地域材利用に係る環境情報の提供を通じて、木材利用の意義等について国民の理解を推進</p> <p>○ 波及効果の期待できる公共施設の地域材による整備の一層の推進</p> <p>○ 森林所有者から住宅生産者までの関係者の連携による家づくりの推進</p> <p>○ 住宅需要者（施主）に対する地域材情報の提供・PR活動の充実</p> <p>○ 林地残材等の有効活用の推進</p> <p>○ 品質・性能の明確な地域材を供給するため乾燥施設の整備の推進</p> <p>○ 地域材の新しい大規模な流通・加工システムの確立に向けた取組の推進</p> <p>○ ニーズに応じた、品質の明確な木材が効率的に生産流通するシステムの構築</p> <p>○ 木材取引を巡る新しいビジネスマodelの検討</p> <p>○ 「農林水産省木材利用拡大行動計画」について第1ステップの成果を踏まえた検討と必要な取組の実施</p> |

| | | | |
|--|---|--|---|
| <p>③ 環境に配慮した木材の新たなマーケットに対応するための流通システムの確立等により消費者への情報提供の積極的な推進</p> | <p>○ 消費者に必要な情報をラベリングした流通システムの検討</p> <p>○ 森林認証（FSC、SGEC）の取得とあった民間ベースでの取組の進展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FSCの取得件数 13件、SGECの取得件数 3件（H15現在） | <p>○ 国有林、民有林連携の下で、中国への輸出を含め、成長しつつあるスギ人工林資源の新たな市場の開拓</p> <p>○ 産地、樹種、加工内容等を製品に表示する制度の具体化</p> | <p>○ 県との連携を図りつつ国産材の輸出促進への取組</p> <p>○ 原産地表示など地域材製品の生産情報の表示等を通じた消費者の地域材への理解を増進</p> |
| <p>④ 水質浄化や調湿等に利用する新用途木材等の普及・啓発、利用促進</p> | <p>○ 調湿用・消臭用・水質浄化用など新用途木材の適正な使用方法等のとまりとめ</p> | <p>○ 新用途木材の適切な利用についての普及啓発</p> | <p>○ 一般消費者、実需者等への理解の増進に加え、品質管理された機能別製品の生産体制整備</p> |
| <p>⑤ 地域の特性に応じた木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備の推進</p> | <p>○ 林地残材の効率的な収集・運搬に必要な機械の整備や木質バイオマスエネルギー利用施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木質資源利用ポイラー 324基（うち補助46基） ・発電施設 27基（うち補助5基） ・ペレット製造施設 10箇所（うち補助6箇所） ・電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）に基づく木質バイオマス発電施設の認定（6箇所） | <p>○ 地球温暖化対策推進大綱の目標（バイオマス発電34万kl、バイオマス熱利用67万kl）の達成に向けたさらなる利用拡大</p> | <p>○ 林地残材等の有効活用による木質バイオマスエネルギーの確保とともに、家庭や公共施設等での木質バイオマスエネルギー利用を推進</p> |
| <p>⑥ 林産物の新たな利用技術、木質新素材等の開発、実用化</p> | <p>○ 国産針葉樹資源の合板分野への利用促進のための技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合板用丸太の国産材供給量 28万m3（H14実績） <p>○ 民間企業に対する公募方式等による木材利用に関する技術開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6課題の技術開発及びその成果の普及を実施（H14～15） | <p>○ 基本計画の目標達成（合板用材の利用量）（H15 36万m3 → H22 110万m3）</p> <p>○ 消費者の視点、コスト的な視点に立った技術開発の促進及び開発された技術の普及促進</p> <p>○ 国民に解りやすい形で、木材の耐久性、安全性等の明確な木質材料の提供</p> | <p>○ 国産針葉樹原木を使用した合板製造における歩止りの向上等の技術開発を推進</p> <p>○ 産学官連携を図り、実用化技術の開発を推進</p> <p>○ 耐久性・安全性等の明確な木質材料等を提供するための技術開発を推進</p> <p>○ 地域材を利用した安全・安心な木造住宅供給を可能とする技術の開発と普及を推進</p> |

| 10カ年対策の内容 | 第1ステップにおける取組及び成果 | 今後の課題 | 対応方向 |
|--|--|--|--|
| <p>① 国民参加の森林づくり等の推進 国民的課題である森林吸収源対策に関する幅広い国民的理解と参画を促進するため、国、地方公共団体、事業者、NPO等の連携の下に、各地において植樹祭等のイベント等を通じた普及啓発、主体的かつ継続的な森林ボランティア活動、森林環境教育、森林の多様な利用等を推進する。</p> | <p>○ 24道府県（のべ29回）において、森林吸収源10カ年対策の説明・意見交換等を実施（H15.3～H16.3） ・国等が行うべき温暖化防止策として「森林保護や緑化対策の推進」をあげた割合6割；H13世論調査</p> <p>○ 全国植樹祭・全国育樹祭等や地域における上下流連携による緑化活動への支援</p> <p>○ 国有林における「レクリエーションの森」の整備・活用を推進 ・「レクリエーションの森」 1,254箇所 41万ha（H15.4）</p> | <p>○ 地球温暖化防止の森林づくりへの支援意識の一層の醸成</p> <p>○ より広範な国民の緑化運動等への参加を通じた普及啓発の推進</p> <p>○ 森林における、心身の安らぎの享受や精神的な豊かさを養うことができる場の提供</p> <p>○ NPO、関係府省等と連携しつつ自然再生活動への積極的な対応</p> <p>○ 森林ボランティア活動の定着に向けたより効果的な支援の検討</p> <p>○ より広範な主体による森林づくり活動の促進</p> <p>○ 里山林の保全・再生、健康づくり等の多様な利用の一層の推進</p> | <p>○ 森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成を一層図るため、より広範な主体による森林づくり活動への参加策を検討</p> <p>○ 森林ボランティア活動の定着を図るため、森林ボランティアの技術の向上や安全体制の整備等を更に検討</p> <p>○ 森林環境教育の一層の推進を図るため、関係者のネットワーキ化、体験学習における安全性の向上策を検討</p> |
| <p>② 多様な主体の参加と連携による森林整備・保全活動の推進</p> | <p>○ 森林法改正により、森林所有者等とNPO法人等が締結する新たな施設実施協定を創設し、多様な主体の参加による里山林等の整備を促進（H16）</p> <p>○ 森林ボランティア指導者の育成、地域ネットワークの構築、活動フィールドの拡大等を推進 ・森林ボランティア団体数 277団体（H9）→ 1,165団体（H15） ・活動フィールドの整備 187箇所（H15年度現在） ・地域ネットワークの構築 5県において構築開始（H15年度）</p> | <p>○ 森林ボランティア活動の安全対策の強化及びボランティア団体の設立等への支援を推進</p> <p>○ 法人等による森林づくり活動の促進</p> <p>○ 森林と人との共生林の整備に向けた条件整備、健康づくりのための活動等を推進</p> | <p>○ 緑化行事の継続的な実施に加え、広範な国民の参加を一層促進する企画等を推進</p> <p>○ 国民にとって魅力あるフィールドとして「レクリエーションの森」の整備・活用を推進</p> |
| <p>③ 森林所有者との協定等に基づき国民の直接参加による森林づくりの推進、里山林等における保全と利用が一体となった活動の推進</p> | <p>○ NPO等の自主的な活動を通じた里山林等の保全・再生や健康づくりのための里山林の利用を促進 ・里山林等における保全・利用活動の取組138地区（H15）</p> | | |

| | | | |
|---------------------------------|---|--|---|
| <p>④ 森林環境教育、青少年等による作業体験等の推進</p> | <p>○ 国・自治体・事業者等による森林環境教育の推進 ・「ふれあいの森」：137箇所、4,579ha設定 (H15年度未現在)</p> <p>○ 文部科学省との連携による「森の子くらぶ活動」の受入体制の整備、学校林の整備・活用等を推進 ・森の子くらぶ活動の参加者数：18万人(H12年度)→29万人(H15年度)</p> <p>・学校林設置校数 (3,312校、21,130ha (H13))</p> <p>○ 学校等が国有林野で体験活動等を実施するためのフィールドを提供する「遊々の森」の設定等を推進 ・「遊々の森」：71箇所、3,132ha設定 (H15年度未現在)</p> <p>○ 高校生による森林整備・保全活動等の推進 (H15)</p> | <p>○ 法人の森林制度のPR活動の一層の強化</p> <p>○ 地域住民、NPO等と連携した国有林の管理の一層の促進</p> <p>○ 国民参加の森林づくりや森林とのふれあいに対する確かな対応</p> | <p>○ 個別企業訪問、ダイレクトメール等による参加企業の新規開拓</p> <p>○ 国有林における地方自治体、NPO等と連携したモデルプロジェクトを森林管理局において本格的に実施</p> <p>○ 国有林における自然再生推進、森林環境教育等の拠点となる森林環境保全ふれあいセンターの活用</p> <p>○ 開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組の一環として、森林ボランティア等の幅広い相談に応じながら「ふれあいの森」の設定等を推進</p> |
| <p>○ 森林環境教育、青少年等による作業体験等の推進</p> | <p>○ 環境の保全のための意識の増進及び環境教育の推進に関する法律の完全施行(H16.10)を踏まえた森林環境教育の一層の推進 ・森の子くらぶ参加者数：目標36万人(H17年度)</p> <p>○ 森林体験学習等における安全性の向上(取組の広がりに伴う事故発生機会の増大を踏まえた対応が必要)</p> <p>○ 学校林活動の活性化</p> <p>○ 国有林野を活用した、森林環境教育の推進への的確な対応</p> <p>○ 青少年の森林・林業体験活動の円滑な実行</p> | <p>○ 指導者の養成等の推進体制の整備による普及啓発の推進 ・森林環境教育の関係者によるネットワークの立ち上げ及び活動の推進</p> <p>○ 森林体験学習における安全管理体制の充実を図るためのマニュアルの作成</p> <p>○ 学校林活動や学校林の木材利用を促進するためのモデル学校林の設定</p> <p>○ 「遊々の森」の積極的な設定とともに、効果的な取組とするため、教職員やボランティアのリーダーへの普及啓発や技術指導等を推進 また、国有林における森林環境教育等の拠点となる森林環境保全ふれあいセンターの活用</p> <p>○ 効果的・効率的な事業実施により、より多くの青少年による森林作業体験を推進</p> | <p>○ 国・自治体・事業者等による森林環境教育の推進 ・「ふれあいの森」：137箇所、4,579ha設定 (H15年度未現在)</p> <p>○ 文部科学省との連携による「森の子くらぶ活動」の受入体制の整備、学校林の整備・活用等を推進 ・森の子くらぶ活動の参加者数：18万人(H12年度)→29万人(H15年度)</p> <p>・学校林設置校数 (3,312校、21,130ha (H13))</p> <p>○ 学校等が国有林野で体験活動等を実施するためのフィールドを提供する「遊々の森」の設定等を推進 ・「遊々の森」：71箇所、3,132ha設定 (H15年度未現在)</p> <p>○ 高校生による森林整備・保全活動等の推進 (H15)</p> |

| 10カ年対策の内容 | 第1ステップにおける取組及び成果 | 今後の課題 | 対応方向 |
|---|--|--|--|
| <p>① 吸収量の報告・検証体制の強化 2007年に予定される吸収量の算定・報告体制にかかると、関係諸国との情報交換にも努めつつ、必要な森林資源情報の収集システムの整備を進め、報告・検証体制を強化する。</p> | <p>○ H18までに森林経営によるCO2の吸収量の算定手法を確立するため、森林吸収量報告・検証体制緊急整備対策に着手(H15)</p> | <p>○ IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の報告（気候変動に関する政府間パネル）の検討状況及び諸外国の取り組み状況を踏まえつつ、既存の国内制度と調和した森林経営によるCO2の算定・報告手法の確立 ・森林資源データの精度を明らかにするとともに、国による一元管理システムを構築 ・国土全域について、89年末の森林現況図を作成 ・森林生態系全体の二酸化炭素、メタン、二酸化窒素の吸収・排出機能を解明し、報告に必要な基礎データを整備 ・京都議定書3条4項の森林経営として保安林制度を位置づけるための立証手法の開発・体制の整備</p> | <p>◎ 森林吸収量報告・検証体制緊急整備対策の計画的な推進</p> |
| <p>② モニタリングの充実、活用</p> | <p>○ 森林資源モニタリング調査を継続的に実施(H11から継続)</p> | <p>○ 継続的かつ精度の高いデータを収集・分析できる体制の整備等</p> | <p>○ H18年の吸収量算定手法の報告、H19年の条約事務局による審査に向けて、森林資源データの精度検証やデータベースの構築を進め、報告・検証手法の確立を図るとともに、永続的な吸収量報告をも視野に入れ、森林資源データの国による一元的な管理システムの構築</p> <p>○ 保安林の現況データの整備状況や規制措置の運用状況の実態を把握し、保安林が適切に保護・保全されていることを立証する方法の開発</p> |
| <p>③ 森林GISの導入の推進</p> | <p>○ 「森林GIS等整備推進事業」等により、国有林及び都道府県への森林GISの導入を推進(H14～18)</p> | <p>○ 森林経営地の位置情報管理手法を確立するとともに、GISが未整備の国有林及び府県において整備を促進</p> | <p>○ モニタリング調査と衛星データ等とを組み合わせた吸収量報告のための補完データ及び実施体制の整備</p> <p>○ 森林経営地の効果的、効率的な位置情報管理手法を確立</p> |